

平成 24 年度第 1 期工事定期監査及び出資団体工事監査の結果に基づき講じた措置等

(環境局, 建設局, 都市計画総局, みなと総局, 交通局,

(公財)神戸市公園緑化協会, 神戸港埠頭(株), (株)神戸ニュータウン開発センター)

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 設計</p>		
<p>ア 公園バリアフリー化の設計</p> <p>本市では、既設の都市公園におけるバリアフリー化として、公園の出入口及び駐車場から特定公園施設及び主要な公園施設を結ぶ経路のうち、公園利用者の移動が最も一般的な経路を「移動等円滑化園路」と定め、車いす使用者の通行に支障となる段差の解消、手すりや視覚障がい者誘導用ブロックの設置及び排水溝・樹の上蓋の改良等を実施することで「誰もが使いやすい公園づくり」を目指している。</p> <p>公園のバリアフリー化については、平成 22 年度第 2 期工事定期監査において、視覚障がい者誘導用ブロックや手すり等の設置位置、構造がバリアフリー化の目的を果たしているとはいえない状況が見られたため、公園バリアフリーに関するマニュアル等の作成と職員等への十分な周知について指摘した。その後、「神戸市バリアフリー公園整備マニュアル(案)」を作成し職員への研修等を行っていた。</p> <p>しかし、以下の既設公園のバリアフリー化等の工事では、「移動等円滑化園路」として定めた経路においてバリアフリー化の目的を果たしているとはいえない状況が見られた。</p> <p>誰もが使いやすい公園とするためにも、マニュアル(案)に基づき適切に設計・整備すべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 主要な施設への出入口に段差があり車いす使用者等の通行に支障がある。 2) 排水溝・樹の上蓋が細目化されておらず、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まる可能性がある。 3) 階段の始末端部に近接する箇所に警告のための視覚障がい者誘導用ブロックが設置されていない。 	<p>神戸市バリアフリー公園整備マニュアル(案)の内容の周知を図り、バリアフリー化について理解を深めるため、平成 24 年 9 月 10 日に公園緑地関係職員を対象に、バリアフリー化の設計・整備に関する考え方や対応など、マニュアル(案)の内容を改めて伝えたとともに、現地におけるケーススタディを主とした研修を行った。</p> <p>(建設局公園砂防部緑地課)</p> <p>[No. 11]</p> <p>今後はこのようなことがないように、平成 24 年 8 月 21 日に所内で係内会議を開催し、バリアフリーの基準の確認を行うなど職員への周知徹底を図った。</p> <p>なお、本工事においては下記の措置を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2)の中野南公園については、平成 24 年 9 月 5 日に排水溝の上蓋を細目のものに取り替えた。 4)の瀬戸公園については、平成 24 年 9 月 7 日に公園の出入りに近接する箇所に設置した視覚障がい者誘導用ブロックの設置位置や方向の是正を行った。 5)の瀬戸公園については、平成 24 年 9 月 11 日に手すりの端部を階段の外側に向かって巻き込む補修を行った。 <p>(建設局東部建設事務所)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 設計</p>		
<p>ア 公園バリアフリー化の設計</p> <p>4) 公園の出入口、階段の始末端部に近接する箇所に設置した視覚障がい者誘導用ブロックについて、設置位置や方向が適切でなかった。</p> <p>5) 手すりの端部は、袖等が引っかからないよう、階段の外側に向かって巻き込むなど端部が突出しないようにすべきところ、進行方向に端部が突出していた。</p> <p>6) 設置した手すりの端部付近に通ずる場所を示す点字が貼りつけられていなかった。</p> <p>(建設局公園砂防部緑地課)</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p> <p>[No.11 東部管内施設改修工事(その1)]</p> <p>(建設局北建設事務所)</p> <p>[No.13 有野公園改修工事]</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p> <p>[No.14 西部管内公園施設改修工事]</p> <p>(建設局垂水建設事務所)</p> <p>[No.15 垂水管内公園施設改修工事(その2)]</p>	<p>[No. 13]</p> <p>今後はこのようなことがないように、平成24年7月31日、9月10日及び9月12日に研修会を行い、バリアフリーの基準の確認を行うなど職員への周知徹底を図った。</p> <p>4)の有野公園については、階段の視覚障がい者誘導用ブロックを基準に適合するよう平成25年1月25日に据え直しを行った。</p> <p>(建設局北建設事務所)</p> <p>[No. 14]</p> <p>今後はこのようなことがないように平成24年9月24日及び25日に所内技術職員を対象に研修を行い、バリアフリーの基準の確認を行うなど職員への周知徹底を図った。</p> <p>なお、名谷南センター公園において、隣接する建物の建て替えが予定されており、当該側溝も影響を受けることから、2)のグレーチング蓋の細目化については、建て替え工事と調整を図りながら、順次進めていく。</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p> <p>[No. 15]</p> <p>神戸市バリアフリー公園整備マニュアル(案)の内容の周知を図るために、平成24年8月21日に指摘事項に対して現場状況とマニュアルをつき合わせる形で係会を実施した。また、平成24年9月18日にも公園整備におけるバリアフリーの考え方について係会で周知を図った。</p> <p>1)の東垂水町南公園については、平成25年2月15日に段差解消のための改修を行った。</p>	<p>措置済</p> <p>措置方針等</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(1) 設計		
<p>ア 公園バリアフリー化の設計</p>	<p>3)の本多聞公園については、平成25年2月27日に視覚障がい者誘導用点字シートを設置した。</p> <p>6)の東垂水町南公園については、手摺上下2段について、平成24年8月6日に点字シールの貼り付けを行った。</p> <p>(建設局垂水建設事務所)</p>	

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(1) 設計</p>		
<p>イ 誤ったネットワーク機器の仕様</p> <p>本工事は、市内の地下鉄のホームを監視するITV設備更新及び新たに駅間のネットワークを構築する工事である。</p> <p>工事の発注に際しての仕様は、調達可能なものとし、特定メーカーしか調達できないものは避けるほうが望ましい。</p> <p>しかし、本工事では設計委託をしていた設計コンサルタントから提出された機器仕様を十分に確認しないまま工事の仕様としていたため、以下のような問題があった。</p> <p>誤った仕様は、公平・公正な入札を妨げるため、十分確認して設計したうえ、発注手続きを行うべきである。</p> <p>1) 機器仕様の一部に調達できない仕様が含まれていたにもかかわらず、確認を怠りそのままネットワーク機器の仕様として発注していた。</p> <p>2) 入札参加業者より機器の仕様について質疑をされていたにもかかわらず、適切な回答をしていなかった。</p> <p>(交通局高速鉄道部電気システム課)</p> <p>[No.81 西神・山手線 ITV 設備更新工事]</p>	<p>設計コンサルタントが行った設計内容について、機器の仕様を細かく指定していたにもかかわらず、細部にまで確認ができていなかったこと、入札時の質疑に対して確認が不十分なまま回答したことが原因である。</p> <p>本件については平成24年11月12日に課内研修を開催し、問題の共有化、原因の特定と確認等を行ない再発防止に取り組むとともに通信関係の教育を行い、技術力向上を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p>		
<p>ア 照明鉄塔の移築費</p> <p>本工事は、中央区におけるコンテナバース照明鉄塔の移築工事である。</p> <p>本工事では、国の施行するコンテナバースの耐震化にあわせ、既設の照明鉄塔1基を解体し別の場所に移築するとともに、既にバース耐震化工事のため先行して解体・保管されていた別の照明鉄塔1基をバース内に移築することとしていた。</p> <p>しかし、先行して解体・保管されていた照明鉄塔を移築するための「運搬費」、「鉄塔再組立費」、「補強費」が未計上のため過小となっていた。</p> <p>工事の作業手順・内容に対応した積算を適切に行うべきである。</p> <p>(神戸港埠頭(株)技術企画部施設課)</p> <p>[No.94 PC15 照明鉄塔移築工事]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係社員への周知徹底 <p>今後、同様な事例が起こらないよう、下記会議で指摘内容を説明し、周知徹底した。</p> <p>○平成24年8月1日 施設課内会議</p> <p>○平成24年9月20日 技術企画部内会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算チェックリストの導入 <p>当社の建築職は現在2名(課長級1, 嘱託1)と少なく、社員によるチェック体制強化に限界がある。そのため、都市計画総局建築課作成の「積算チェックリスト」を活用し、効率的な積算チェックを行うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課内チェック体制の強化 <p>少数職場のため、課内他職種の係長(電気職又は機械職)が、上記リストを活用して、チェックを行っていくよう、上記会議で周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p> <p>イ 資材数量・施工数量の誤り</p> <p>建築工事に係る工事費の算出では、鉄筋、コンクリート、モルタルなどその工事に必要な資材数量や施工数量などを求め、これに単価を乗じて積算する。この数量は、設計図面をもとに算出することとしている。</p> <p>しかし、以下の工事では設計図面から正確に資材数量の拾い出しをしていないことや、積算途中で数量の入力を誤っていたことにより違算となっていた。</p> <p>工事積算における数量算出と計算作業は正確に行うべきである。</p> <p>① 兵庫区における市営住宅の耐震工事において、耐震補強としてSPAC工法を採用したが資材の数量算出を誤っていたもの (都市計画総局住宅部住宅整備課) [No.24 夢野住宅1~4号棟耐震補強工事]</p> <p>② 灘区における市営住宅の外壁改修工事において、工事に伴う外壁調査(補修の必要箇所とその補修工法・数量を確定するための調査)を行うこととしていたが、積算時に調査対象面積の入力を誤ったため外壁調査費が過大となっていたもの (都市計画総局住宅部住宅整備課) [No.23 大和西住宅耐震改修その他工事]</p>	<p>転記ミスなど安易な失敗を防止するためには照査業務が有効・確実に機能する必要があることから、平成24年8月22日の住宅整備課建設係会議において(1)照査者の任命による複数審査、(2)積算チェックリストの作成・活用、(3)原単位リストの作成・活用、(4)設計予算書調査者の審査期間確保の徹底等について議論し、建築技術部の事例を参考するなどによりリストを作成した。特に内訳明細書の項目で100万円を超えるような金額の大きなものについては、より入念に照査することとした。</p> <p>これ以降、照査結果や建設局技術管理室による設計図書技術審査の結果等を毎週実施している住宅整備課建設係会議で発表し、知識の共有と再発防止に取り組んでいる。</p> <p>(①・②共通)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p>		
<p>ウ 積算システム入力時の「処分費等」の条件指定</p> <p>本工事は、兵庫区のバス停留所の整備工事である。</p> <p>「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、再資源化施設等への処分費、上下水道料金及び有料道路利用料については「処分費等」として、一定の割合、金額を超える処分費等を間接工事費の率計算の対象としないこととしている。これについて、土木積算システムでは、あらかじめシステムに登録されている単価を使用した場合は、上記の率計算の対象金額を自動で計算するようになっているが、登録されていない単価を使用する場合は入力時に「処分費等」として条件の指定を行う必要がある。</p> <p>本工事では、掘削した土砂を公共工事発生土受入地へ搬出することとしており、この受入地が新たに指定されたものであったことから、受入手数料（処分費）についてはシステムに登録されておらず独自で入力していた。</p> <p>しかし、入力時に「処分費等」としての条件の指定を行っておらず、本来間接工事費の率計算の対象から外れる部分まで率計算の対象となっていたため過大となっていた。</p> <p>積算システムを理解し適切に積算すべきである。 (交通局高速鉄道部施設管理課) [No.70 市バス夢野台バス停留所整備工事]</p>	<p>設計担当者が公共工事発生土受入地の追加の通知文の内容を十分に理解していなかったために通知文に表記されていた積算システム入力時の「処分費等」としての条件指定を行わなかったこと、組織としてそのチェックができていなかったことが原因である。</p> <p>今後は、積算基準書や通知文の理解に十分に努めるとともに、設計・積算のチェックリストを作成し、設計担当者と照査担当者が、設計図書に対してチェックリストによる確認を行い、さらに管理職が確認を行うことにより、積算内容のチェックの徹底を図っていく。</p> <p>上記については、チェックリストを作成し平成24年10月9日の係会議及び平成24年10月3日の課内会議を通じて課内全員において全員に周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p>		
<p>エ 間接工事費の対象工種の選定及び補正</p> <p>「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の算定は、工種区分に従って所定の率計算による額に必要な応じ積み上げて計算する額を加算して行うこととし、工種区分は工種内容によって適切に選定し、複数の工種内容からなる工事は主たる工種内容で選定することとしている。さらに、工種区分によって算定した率に、施工地域、工事場所を考慮した補正を行うこととしている。</p> <p>しかし、以下の工事では工種の選定や補正を誤っていた。</p> <p>施工内容及び施工地域、工事場所の条件を十分確認して積算すべきである。</p> <p>① 西区の神戸複合産業団地の道路及び宅地の整備工事において、主たる工種として「公園工事」を選定すべきであったが、「舗装工事」を選定しており、補正として「地方部（一般交通等の影響を受ける）」とすべきところ、「地方部（一般交通等の影響を受けない）」としていたため過小となっていたもの</p> <p>（みなと総局技術部工務第2課）</p> <p>[No.48 神戸複合産業団地区画道路20号線築造等周辺整備工事]</p>	<p>① 道路整備を目的とした工事であったことや大部分が未供用の造成区域という現場条件であったため、工事内容や施工場所の確認が十分でなかったことが原因である。</p> <p>今後は各種積算基準、事務連絡通知等について詳細な確認を行い、積算を実施するように徹底した。</p> <p>具体的には、局全体の研修（平成24年10月31日）のほか、主たる工種や補正の有無を照査チェックリストで確認することを課内の係長以上の会議（平成24年10月16日）で周知した。</p> <p>（みなと総局技術部工務第2課）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p> <p>エ 間接工事費の対象工種の選定及び補正</p> <p>② 西区の地下鉄西神・山手線を跨ぐ道路橋の耐震補強工事において、主たる工種として「河川・道路構造物工事」を選定すべきであったが、「鋼橋架設工事」を選定していたため過大となっていたもの</p> <p>(交通局高速鉄道部施設管理課)</p> <p>[No.72 学園大橋耐震補強及び補修工事]</p>	<p>② 積算基準書の理解が十分でなかったために、間接工事費の算定の対象額に含むべきでない変位制限装置などの工場製作品を含めて主たる工種の選定を行っていたことが、間接工事費の対象工種の選定を誤った原因である。</p> <p>今後は、研修の参加などにより積算基準書の理解に十分に努めるとともに、設計・積算のチェックリストを作成し、「間接工事費の対象工種の選定」を項目として盛り込み、設計担当者と照査担当者が、設計図書に対してチェックリストによる確認を行い、さらに管理職が確認を行うことにより、適切な積算を行う。</p> <p>上記については、チェックリストを作成し平成24年10月9日の係会議及び平成24年10月3日の課内会議を通じて課内全員において全員に周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p>		
<p>エ 間接工事費の対象工種の選定及び補正</p> <p>③ 神戸空港内の誘導路の整備工事において、主たる工種として、国土交通省の「空港土木請負工事積算基準」の「空港舗装工事」を選定すべきであったが、「神戸市土木工事標準積算基準書」の「港湾浚渫工事」を選定していたため過小となっていたもの</p> <p>(みなと総局技術部工務第2課)</p> <p>[No.47 神戸空港取付誘導路等整備工事]</p> <p>④ 須磨港の防波堤整備工事において、施工区域が特定重要港湾である神戸港内であったにもかかわらず、国土交通省の「港湾請負工事積算基準」に基づく施工地域による補正が行われていなかったため過小となっていたもの</p> <p>(みなと総局技術部工務第1課)</p> <p>[No.43 須磨港小型船溜まり改良工事]</p>	<p>③ 工事内容の確認が十分でなかったため、埋立造成に用いる工種を使用したことが原因である。</p> <p>今後は各種積算基準、事務連絡通知等について詳細な確認を行い、積算を実施するように徹底した。</p> <p>具体的には、局全体の研修(平成24年10月31日)のほか、主たる工種や補正の有無を照査チェックリストで確認することを課内の係長以上の会議(平成24年10月16日)で周知した。</p> <p>(みなと総局技術部工務第2課)</p> <p>④ 施工区域である須磨港は、コンテナ船など大型船が輻輳する区域ではないとの判断によったことが、原因である。国土交通省の積算基準に則り、適切な補正を行っていく。今後はこのようなことがないように、次の通り周知徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局内の係長以上の技術職員に対し、技術担当局長から訓示を行った(平成24年10月31日)。 ・土木職(係長・担当者)に対し、本庁で研修を行った(平成24年10月31日)。 <p>(みなと総局技術部工務第1課)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p>		
<p>エ 間接工事費の対象工種の選定及び補正</p> <p>⑤ ポートアイランド内の案内標識設置工事において、施工区域に人口集中地区（D I D地区）が含まれていたにもかかわらず、施工地域（大都市）による補正が行われていなかったため過小となっていたもの （みなと総局技術部工務第2課） [No.46 ポートアイランド案内標識設置工事(その23-1)]</p> <p>⑥ 臨港地区内の道路等の維持補修工事において、施工地域（大都市）による補正を行うべきところ、共通仮設費での補正を行っていなかったため過小となっていたもの （みなと総局神戸港管理事務所工務課） [No.50 臨港地区内道路等維持補修工事(単価契約)]</p>	<p>⑤ 施工区域の殆どが人口集中地区（D I D地区）ではなかったため、施工地域による補正を行う必要がないと判断し、基準の確認が十分でなかったことが原因である。 今後は各種積算基準、事務連絡通知等について詳細な確認を行い、積算を実施するように徹底した。 具体的には、局全体の研修（平成24年10月31日）のほか、主たる工種や補正の有無を照査チェックリストで確認することを課内の係長以上の会議（平成24年10月16日）で周知した。 （みなと総局技術部工務第2課）</p> <p>⑥ 平成23年1月19日付で通知された「単価契約工事における諸経費率の設定と設計変更の手続きについて（通知）」に基づき、共通仮設費については、「最小の対象額（600万円以下）に対する経費率を採用する。」という記述に従い、実施したが、この経費率には大都市補正が含まれていないことに気が付かなかったことが原因である。今後はこのようなことがないように、次の会議で周知徹底した。 ・局内の係長以上の技術職員に対し、技術担当局長から訓示を行った（平成24年10月31日）。 ・土木職（係長・担当者）に対し、本庁で研修を行った（平成24年10月31日）。 ・課内会議を開催し職場内での周知徹底を行った（平成24年11月13日）。 （みなと総局神戸港管理事務所工務課）</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(2) 積算</p> <p>オ 共通費（設備）の違算</p> <p>本工事は、長田区の市営住宅の給水設備改修工事である。</p> <p>「神戸市建築機械設備工事積算基準」では、特殊な施工条件でない一般的な改修工事の共通費の算出は、新営共通費率を適用すると定めている。</p> <p>しかし、本工事では改修共通費率を適用したため、共通費が正しく算出されず過小となっていた。</p> <p>積算基準に基づき適切に積算すべきである (都市計画総局住宅部住宅管理課) [No.38 番町住宅 25 号棟直圧・増圧化給水設備工事]</p>	<p>住宅管理課設備係において平成 24 年 9 月 5 日に係会議を行い、今後はこのように設計担当者全員に適切に積算を行うよう周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 契約</p>		
<p>ア 下請負人届の提出</p> <p>「神戸市工事請負契約約款」によれば，請負人は下請負人を決定したときは，直ちに本市にその商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならないとされている。この規定に基づく下請負人届には，当初・変更・最終があり，下請負人の追加・変更などがあった場合には速やかに変更を提出することとしている。</p> <p>しかし，以下の工事では下請負人届が規定通りに提出されていなかった。</p> <p>約款等に基づき提出させるよう，請負人を適切に指導すべきである。</p> <p>① 下請負人届を提出していたが，一部の下請負人が記載されていなかったもの (建設局垂水建設事務所) [No.10 学園南公園整備工事(その3)]</p> <p>② 下請負人の追加があったため変更を提出していたが，一部の下請負人が記載されていなかったり，一部の変更の提出に時間を要していたもの (みなと総局技術部西神整備事務所) [No.48 神戸複合産業団地区画道路20号線築造等周辺整備工事]</p>	<p>① (建設局)</p> <p>請負人の提出漏れが原因であるため，工事当初に指示書，確認書で速やかな届出を徹底するとともに，工期内で追加変更がないか監督員より適宜確認を行うよう，平成24年8月21日の係内会議において職員に周知した。</p> <p>(建設局垂水建設事務所)</p> <p>② (みなと総局)</p> <p>請負人から施工体制台帳が提出された際，下請負人届の提出が行われていることを十分確認しなかったことが原因である。</p> <p>今後は，監督員が施工体制台帳等を請負人から受け取る際，行財政局契約監理課への下請負人届の提出状況を十分確認するよう局全体の研修(平成24年10月31日)のほか，所属内研修(平成24年10月9日)で徹底した。</p> <p>(みなと総局技術部西神整備事務所)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 契約</p>		
<p>ア 下請負人届の提出</p> <p>③ 下請負人の追加があったため最終を提出していたが、変更を提出していなかったもの (みなと総局神戸空港管理事務所) [No.52 神戸空港メンテナンス等整備工事]</p> <p>④ 下請負人の追加があったため変更を提出していたが、その提出に時間を要していたもの (建設局西部建設事務所) [No.9 新湊川公園整備工事(その4)] (みなと総局神戸港管理事務所工務課) [No.44 六甲大橋ケーブル防食工事(その2)]</p>	<p>③④ (みなと総局)</p> <p>請負人から施工体制台帳が提出された際、下請負人届の提出が行われていることを十分確認しなかったことが原因である。</p> <p>今後は、監督員が施工体制台帳等を請負人から受け取る際、行財政局契約監理課への下請負人届の提出状況を十分確認するよう、局全体の研修(平成24年10月31日)を通じて、周知徹底を図った。</p> <p>(みなと総局神戸空港管理事務所) (みなと総局神戸港管理事務所工務課)</p> <p>④ (建設局)</p> <p>下請負人届の提出について、変更時には速やかに提出するよう請負人に指導すべきであるところを、監督員が十分認識していなかったことが原因であった。</p> <p>このため、平成24年9月24日及び25日所内研修を行い、周知を図り再発防止を徹底した。</p> <p>(建設局西部建設事務所)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 契約</p>		
<p>イ その他請負契約約款の徹底</p> <p>本業務は、市内のクリーンセンター（東・荻藻島・西）の計装機器の定期点検整備であり、請負人とは「製造その他請負契約約款」により契約を締結していた。</p> <p>しかし、本業務では約款どおりに履行されていない事例が一部見られた。</p> <p>約款に基づき適切に契約を履行するよう請負人を指導すべきである。</p> <p>1) 約款では、「請負人は本市の書面による事前の承諾なくして、この契約の一部を他人に履行させてはならない」と定められている。しかし、東クリーンセンターの高圧受電設備・発電機設備点検において製作機器メーカーを下請負人として契約の一部を履行させていたにもかかわらず書面による事前の承諾がなかった。</p> <p>2) 約款では、「請負人はこの契約の履行に係る責任者（以下、「業務責任者」という。）を選任し、請負人の従業員その他請負に従事する者（以下単に、「従業員」という。）の指揮監督を行わせる」と定められている。しかし、本業務では一般仕様書に基づいた現場責任者は選任していたが、約款に基づいた業務責任者を選任していなかった。また東クリーンセンターのタービン発電機空気冷却器を下請負人の工場において点検整備をし、その後に本市の監督員と請負人で検査を行う予定であったが、請負人が立ち会わないまま本市の監督員のみで検査が行われたため、請負人が下請負人に対して適切な指揮監督を行っていなかった。</p> <p>（環境局資源循環部施設課） （環境局資源循環部東クリーンセンター） [No.3 クリーンセンター計装機器定期点検整備業務]</p>	<p>契約約款の遵守について、改めて請負人へ指導を行うとともに、平成24年8月7日開催の東クリーンセンター所内会議、平成24年9月6日開催の施設課施設係会議及び平成24年10月1日開催のクリーンセンター所長会において、周知徹底した。</p> <p>さらに、契約約款の遵守を徹底するために、契約約款に記載された内容を設計図書の一部である一般仕様書においても、重ねて記載するよう改訂し、平成24年11月13日開催のクリーンセンター所長会で周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 契約</p>		
<p>ウ 委託監督員の通知</p> <p>交通局高速鉄道部電気システム課では、夜間作業が頻繁に行われるため、電気システム課の職員では対応できないとの理由から、工事監督業務を含め工事の監理業務を鉄道施設の施工管理の実績がある専門業者に委託している。</p> <p>「工事請負契約約款」では、発注者は請負人に監督員の氏名を通知しなければならないと定めている。</p> <p>しかし、以下の工事では請負人に対して市の監督員の通知はされていたが、委託監督員の氏名を書面で通知をしていなかった。</p> <p>約款に基づき、適切に請負人に委託監督員の氏名を通知すべきである。</p> <p>(交通局高速鉄道部電気システム課)</p> <p>[No.77 板宿変電所更新及び板宿駅電気室統合化工事] [No.79 学園都市・西神中央 ATC 地上装置更新工事] [No.81 西神・山手線 ITV 設備更新工事]</p>	<p>監督員の通知に関する認識が不足していたことが原因である。</p> <p>今後はこのようなことがないように、委託監督員の氏名を書面で通知することを徹底する。</p> <p>本件については平成24年9月5日に書面による通知を完了しているが、平成24年11月12日に課内研修を開催し、問題の共有化、原因の特定と確認等を行ない、再発防止を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 契約</p>		
<p>エ 設計変更契約図書の不備</p> <p>本工事は、西区の神戸複合産業団地内の道路及び宅地の整備工事である。</p> <p>工事における設計変更は、原設計と対比して変更となる内容（項目、仕様、数量等）を設計書、図面、特記仕様書により明示する必要がある。</p> <p>しかし、本工事では橋台クラック補修工等の追加工事の一部について、その仕様等を詳細に明示するための図面が添付されていないなど設計変更図書として不適切なものとなっていた。</p> <p>適切な設計図書を作成すべきである。</p> <p>(みなと総局技術部工務第2課)</p> <p>[No.48 神戸複合産業団地区画道路20号線築造等周辺整備工事]</p>	<p>設計変更で補修工事を追加した際、図書の確認が十分でなかったことが原因である。</p> <p>今後は、設計変更時に設計書に記載している工種に関わる図面が添付されているかどうかを照査チェックリストで確認することを局全体での研修(平成24年10月31日)のほか、課内の係長以上の会議(平成24年10月16日)などで徹底した。</p> <p>(みなと総局技術部工務第2課)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 契約</p> <p>オ 請負契約審査会への適切な付議</p> <p>本市では、請負契約事務の公正かつ的確な執行を確保するため、請負契約審査会を設置しており、変更契約や随意契約について一定の要件に該当する場合は、当審査会に付議することとしている。その要件について漏れがないよう、また、付議時期については工事着手前に行うよう徹底されている。</p> <p>しかし、以下の工事等では審査会への付議等が適切ではなかった。</p> <p>公正性・透明性を確保するためにも、適切に付議・処理すべきである。</p> <p>① 神戸空港内における航空機のメンテナンスエリアの整備工事において、制限区域のフェンスの設置・改良及び監視のためのカメラやセンサー等の新工種を追加しており、増額分のみで審査会の付議要件となっていた。しかし、他工種の減額分で相殺し合計で付議要件以下の金額であったことから審査会に付議しておらず、契約変更の理由書にも新工種にかかる内容が記載されていなかったもの</p> <p>(みなと総局神戸空港管理事務所)</p> <p>[No.52 神戸空港メンテナンスエリア等整備工事]</p>	<p>① 請負契約審査会への付議要件の認識が不十分であったことが原因である。</p> <p>今後は平成24年5月7日付で通知された「神戸市請負契約審査会への適正な付議等について」に基づき、特に設計変更については付議要件及び時期に留意し、適切な付議を徹底すること、また、契約変更理由についても、経緯・理由等について適切に記述するよう、次の会議で周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局内の係長以上の技術職員に対し、技術担当局長から訓示を行った(平成24年10月31日)。 ・土木職(係長・担当者)に対し、本庁で研修を行った(平成24年10月31日)。 <p>(みなと総局神戸空港管理事務所)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 契約</p>		
<p>オ 請負契約審査会への適切な付議</p> <p>② 中央区における防潮胸壁整備及び雨水排水施設の切替工事において，新工種の設計変更について審査会に付議していたが，それが工事着手後となっていたもの (みなと総局技術部工務第1課) [No.41 新港地区(1突基部)防潮胸壁築造工事その2]</p> <p>③ 市内のクリーンセンター（東・苅藻島・西）の計装機器の定期点検整備において，本業務を実施できるのは，請負人のみという理由から随意契約としている。しかし，計装機器の点検整備以外に，東クリーンセンターについては特別高圧受電設備，高圧受電設備，発電機設備の点検整備業務が含まれていたにもかかわらず，審査会議案書には記載，説明がなされないまま審査会に付議していたもの (環境局資源循環部施設課) [No.3 クリーンセンター計装機器定期点検整備業務]</p>	<p>② (みなと総局) 審査会に付議した時点で追加工種である調査等に着手していた。これは現地の工事工程が極めて切迫しており，付議について失念していたことが原因である。今後は平成24年5月7日付で通知された「神戸市請負契約審査会への適正な付議等について」に基づき，どのような状況下であっても適切な時期に付議するよう，次の会議で周知徹底を図った。 ・局内の係長以上の技術職員に対し，技術担当局長から訓示を行った(平成24年10月31日)。 ・土木職(係長・担当者)に対し，本庁で研修を行った(平成24年10月31日)。 (みなと総局技術部工務第1課)</p> <p>③ (環境局) 平成24年9月6日開催の施設課施設係会議，平成24年10月1日開催のクリーンセンター所長会において，請負契約審査会への付議については，審査会議案書を提出する前に，発注内容と議案書記載内容の整合確認を徹底するとともに，審議の場においても明確に説明するよう，周知徹底した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>ア 建設リサイクル法の事後通知</p> <p>本工事は、東灘区の既設公園のバリアフリー化工事である。</p> <p>「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第 11 条では、地方公共団体が発注する工事で、特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を使用若しくは排出する工事については、発注者が工事着手前に必要事項を都道府県知事（神戸市の場合は神戸市長）にその旨を通知しなければならないとされている。</p> <p>しかし、本工事では工事着手後に通知をしていた。法令を遵守し適正に処理すべきである。</p> <p>（建設局東部建設事務所）</p> <p>[No.11 東部管内施設改修工事(その1)]</p>	<p>当該書類の提出に関して、チェックが十分にいきとどかなかったことが原因であるため、平成 24 年 8 月 21 日に所内で係内会議を開催し、工事着手前に提出するよう周知徹底を図った。</p> <p>（建設局東部建設事務所）</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>イ 産業廃棄物管理票の処理</p> <p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により，工事で排出される産業廃棄物について，請負人はこれを適正に処分することが義務付けられており，適正な処分の確認のため産業廃棄物管理票（マニフェスト）を確認，保管する義務がある。</p> <p>一方，発注者は，請負人が産業廃棄物を適正に処理したことを確認するために，請負人にマニフェスト（土木工事はD票，建築工事及び設備工事はE票）の写しの提出を求めることになっている。</p> <p>しかし，以下の工事ではマニフェストの不適正な取り扱いがみられた。</p> <p>適正に処理する必要がある。</p> <p>① 六甲アイランドの地盤沈下に伴う屋外スロープ，階段等の改修工事において，請負人が保管すべきマニフェストの原票を発注者に提出し，発注者がそれを受理し保管していたもの （都市計画総局住宅部住宅管理課） [No.29 ウェストコート9 番街他 1 件屋外地盤沈下改修工事]</p> <p>② 東灘区の既設公園のバリアフリー化工事において，請負人が保管すべきマニフェストの原票を発注者に提出し，発注者がそれを受理し保管していたもの （建設局東部建設事務所） [No.11 東部管内施設改修工事(その1)]</p>	<p>①（都市計画総局）</p> <p>今後は，同様の事例が起こらないように「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の趣旨，内容を十分に理解するよう，平成 24 年 10 月 22 日の住宅管理課建築係会議において周知徹底した。</p> <p>②（建設局）</p> <p>当該書類の提出，保管に関する法律等の規定を十分に理解していなかったことが原因であるため，平成 24 年 8 月 21 日に所内で係内会議を開催し，法律等の規定に関して周知徹底を図った。</p> <p>なお，原本については請負人に返却した。</p> <p>（建設局東部建設事務所）</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>イ 産業廃棄物管理票の処理</p> <p>③ 北区の電気自動車用の急速充電器を設置するための電気設備工事において、発注者が manifests の写しの提出を受けていなかったもの (環境局資源循環部施設課) (環境局環境創造部地球環境課) (環境局環境創造部環境保全指導課) [No.1 エコール・リヲ他 2 施設急速充電器設置電気工事]</p>	<p>③ 請負人が特記仕様書の内容を正確に理解せず、本市の監督体制にも組織としての一貫性がなく、入念なチェックができていなかったことが原因である。</p> <p>指摘を受け、請負人に対し平成 24 年 7 月 9 日に manifests の写しを提出させ適正に処理していることを確認した。</p> <p>請負人に対しては、manifests の写しの提出について厳重に注意するとともに、施設課と地球環境課ではそれぞれ平成 24 年 9 月 6 日と 10 日に、環境保全指導課では平成 24 年 9 月 7 日と 10 日に研修会等を開き、職員への周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>ウ 防火区画の貫通処理</p> <p>本工事は、西区のショッピングセンターの中央監視装置の更新工事である。</p> <p>「建築基準法施行令」によれば、防火区画を貫通する配電管等の構造は、それぞれ両側に1m以内の距離にある部分を不燃材料で造るか、又は国土交通大臣の認定を受けた工法で造ることとされている。</p> <p>しかし、本工事では配電管に不燃材料でない合成樹脂製可とう電線管を採用していたにもかかわらず、その配電管のまま防火区画を貫通していた。</p> <p>法令に基づき適正に施工すべきである。</p> <p>((株)神戸ニュータウン開発センター施設サービス部調整課)</p> <p>[No.100 西神南切欠中央監視装置更新工事]</p>	<p>当該事例について、指摘となった部位を全て是正した。</p> <p>今後、同様の事例が起こらないよう、弊社の技術社員全員に技術部会（平成 24 年 10 月 4 日）にて、指摘内容の説明と、今後の工事発注時に防火区画貫通箇所がある場合は、防火区画図面や施工方法の図面を添付することを周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>エ 監督員の指定</p> <p>本工事は、市内の民間施設に電気自動車用の急速充電器を設置するための電気設備工事である。</p> <p>「神戸市契約規則」では、契約締結後、速やかに所属職員のうちから監督員を指定しなければならないと定められている。また、所属職員により監督を行うことが困難である等と認めるときは、他の課長に監督を依頼することができる定められている。</p> <p>なお、本工事を施工するにあたり、施設課（総括監督員）、地球環境課（主任監督員）、環境保全指導課（担当監督員）のそれぞれで監督を行うと事前に取り決めていた。</p> <p>しかし、本工事では以下の点において事務手続等に不適切なものが見られた。</p> <p>適切な事務手続を行うとともに、局の所管に係る施設の計画並びに工事の設計、監督及び検査までを施設課で行うべきである。</p> <p>① 監督員の指定もしくは他課への監督依頼は、契約後、速やかに工事担当課である施設課が行わなければならないが、工事要求課である環境保全指導課から、契約前に他課へ監督員の依頼を行っていた。</p> <p>② 施設課から契約締結後に工事要求課へ監督の依頼を行っていたが、自らが担当する総括監督員を含めて依頼を行っていた。</p> <p>③ 施設課は、所属職員でない他課の職員に対し、監督員の指定を行っていた。</p> <p>（環境局資源循環部施設課） （環境局環境創造部地球環境課） （環境局環境創造部環境保全指導課）</p> <p>[No.1 エコール・リラ他 2 施設急速充電器設置電気工事]</p>	<p>電気自動車の普及啓発を強力に推進していくため、施設課、環境保全指導課、地球環境課の3課が工事発注、監督を分担する特殊な工事となってしまったことから、指示・報告等が不十分となり、組織として一貫した監督体制となっていなかったことが原因である。</p> <p>指摘を受け、今後はこのようなことがないように、局の所管にかかる施設の工事については計画、設計、監督及び検査までを施設課で行うよう局内で調整し、二度とこのようなことがないように平成24年8月6日に局内で会議を行い、周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>オ 特記事項の徹底</p> <p>本工事は、須磨区における市営住宅の外壁改修工事であり、建物周囲に仮設足場を設置していた。</p> <p>本工事ではJR線路に近接するなどの敷地状況から、特記仕様書で「金網式養生柵」と「ネット状養生シート」の両方を住居棟の四周全面に設置することとしていた。</p> <p>しかし、請負人から提出された施工計画書では、外部足場の最下段1層分を「金網式養生柵」とし、残りは「ネット状養生シート」のみとする養生方法としていた。また、現場においても、JR近接部や通路に面する部分では「金網式養生柵」と「ネット状養生シート」の両方を設置していたとされるが、「金網式養生柵」を住居棟の四周全面に設置するという特記仕様書の内容は実施されていなかった。</p> <p>施工計画書が提出された段階で特記事項が正しく施工方法等に反映されていることを確認し、必要に応じて施工計画書を修正・再提出させるなど、特記事項は適切に確認し徹底させるべきである。</p> <p>(都市計画総局住宅部住宅管理課)</p> <p>[No.28 松風第二住宅外壁改修工事]</p>	<p>設計意図が請負人に正確に伝わっておらず、さらに施工計画書の内容確認が十分でなかったことが原因であり、今後は、現場説明や請負人との協議時には、特記事項の確認や設計内容を十分に説明し理解してもらえるよう指導を行う。また、同様の事例が起こらないように、請負人から提出された施工計画書の内容確認を徹底するよう、平成24年10月22日の住宅管理課建築係会議において周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>カ 工事实績情報の登録の遅延</p> <p>本工事は、須磨区における事務所の外壁改修工事である。</p> <p>「公共建築工事標準仕様書」、「神戸市建築工事特記仕様書」では、請負金額 500 万円以上の公共工事について、請負人は契約後 10 日（土・日・祝日を除く）以内に、工事实績に関する情報を（財）日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム（CORINS）に登録するよう定めている。</p> <p>しかし、本工事では工事契約後 10 日以内に登録すべき受注時の登録が大幅に遅れていた。</p> <p>請負人を指導し適切に処理すべきである。</p> <p>（交通局高速鉄道部施設管理課）</p> <p>[No.75 名谷車両基地総合事務所外壁改修工事]</p>	<p>契約時及び現場説明時には請負人に対しまして、工事实績情報の登録を 10 日以内にするよう監督員より指示をしていたが請負人の失念により未登録のままとなり、当局方も追って適切な時期に確認を怠っていたことが原因である。</p> <p>今後同様の事例が起らないよう、平成 24 年 6 月 28 日開催の係会議にて周知を行った。</p> <p>また、工事関係書類を管理チェックするため、新たに工事カードを作成し、平成 24 年 7 月 26 日開催の係会議にて周知を行い、運用を開始した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>キ 工事の安全管理</p> <p>工事の安全管理上、以下のような不適切な施工事例がみられた。</p> <p>平成 22 年度は工事事故が多発していることから、平成 22 年 11 月に事故防止の啓発のために神戸市工事安全管理委員会より「工事事故発生非常事態宣言」が発令され、平成 24 年 9 月 10 日に終息した。</p> <p>下記の事例は安全にかかる不徹底であり、必要な安全対策等を講じて事故の未然防止に努めるとともに、請負人への指導を厳重に行うべきである。</p> <p>① 兵庫区のバス停留所の整備工事において、ブロック積擁壁施工の際に高所作業時の墜落防止の措置がなされていなかったもの (交通局高速鉄道部施設管理課) [No.70 市バス夢野台バス停留所整備工事]</p>	<p>① 施工計画書の提出時に墜落防止措置のチェックを行っていなかったことと現地での施工の際に監督員が墜落防止措置を確認していなかったことが原因である。</p> <p>今後は、請負人に対して施工計画の立案時に所要の墜落防止措置や安全帯の使用を具体的に明記させるとともに、現場施工時についても工程を確認の上、監督員が適宜パトロールを実施し、所要の墜落防止措置が確認されない場合は、現場代理人を指導する。</p> <p>本件については、平成 24 年 10 月 9 日の係会議及び平成 24 年 10 月 3 日の課内会議を通じて課内全員において全員に周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>キ 工事の安全管理</p> <p>② 西区の地下鉄西神・山手線を跨ぐ道路橋の耐震補強工事において、手すり先行型足場を解体する際に、先に手すりを外した状態で、資材の受け渡しを行っていたもの</p> <p>(交通局高速鉄道部施設管理課)</p> <p>[No.72 学園大橋耐震補強及び補修工事]</p> <p>③ 地下鉄西神・山手線の伸縮継目交換等の軌道強化工事において、砕石の交換を行う際、作業員が吊り上げられた大型土のうの下で、土のうから砕石を取り出す作業を行っていたもの</p> <p>(交通局高速鉄道部施設管理課)</p> <p>[No.71 高速鉄道軌道強化(伸縮継目・ラガー・クラック交換他)工事]</p>	<p>② 請負人が手すり先行型足場に関する理解が不十分であったことが原因である。</p> <p>今後は、手すり先行型足場を解体する際には、手すりを先に外すのではなく、作業員が下段に降りた後、上段の手すりを撤去するように請負人の指導を徹底する。加えて、同足場を使用する際は、工程を確認の上、監督員が適宜パトロールを実施するとともに、「手すり先行工法等に関するガイドライン」による施工を行うよう請負人を指導する。</p> <p>本件については、平成 24 年 10 月 9 日の係会議及び平成 24 年 10 月 3 日の課内会議を通じて課内全員において全員に周知徹底した。</p> <p>③ 作業時間ならびに作業空間制約の厳しい軌道工事であるため、請負人が作業効率を重視し、クレーン作業を行う場合の事故防止、安全対策に関しての認識が十分でなかったことが原因である。</p> <p>交通局としては、まず「安全第一」を請負人に徹底させるよう指導していく。</p> <p>本件については、平成 24 年 8 月 23 日の保守区事務所会議で担当者を集め、指摘内容について周知徹底するとともに、契約中の請負人に対して、大型土のうを使用する場合には安全に配慮するよう文書で指導を行った。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>キ 工事の安全管理</p> <p>④ 灘区の市営住宅耐震補強工事において、パワー・ショベルのヘッドガード（労働者を保護するための安全装置）がない状態で掘削作業を行っていたもの （都市計画総局住宅部住宅整備課） [No.23 大和西住宅耐震改修その他工事]</p> <p>⑤ 掘削重機であるパワー・ショベルを主たる用途以外の荷の吊り上げ作業に使用していたが、吊り上げ可能荷重を超えていたもの （環境局資源循環部施設課） （環境局環境創造部地球環境課） （環境局環境創造部環境保全指導課） [No.1 エコル・リラ他2施設急速充電器設置電気工事] （都市計画総局住宅部住宅整備課） [No.34 （仮称）多聞・多聞台住宅電気設備工事]</p> <p>⑥ 脚立の天板に立って作業を行っていたもの （建設局東部建設事務所） [No.11 東部管内施設改修工事(その1)] （都市計画総局住宅部住宅整備課） [No.25 東高丸住宅3号棟・東高丸保育所耐震改修他工事]</p>	<p>④⑤⑥（都市計画総局） 請負人，作業員の安全管理に対する注意不足，認識不足を是正し，類似の違反を防止するため，平成24年8月20日付けで住宅整備課発注の現場代理人及び主任技術者等に対し，注意喚起の文書を都市計画総局長名で通知した。</p> <p>職員に対しても平成24年8月2日，22日の住宅整備課建設係会議で，指摘の内容を共有し，安全対策の学習を行った。</p> <p>また，市監督員の現場立会い時以外の施工管理を確認するため，月毎の履行報告等にあわせて工事写真を提出させ，安全性や施工精度が維持されているかを確認する事とした。</p> <p>⑤（環境局） 請負人が「工事現場が搬入車両用の駐車場入り口で手狭なことから小型の掘削重機を用いた」こと，事前に提出させる工事計画書に当該工程に係る記載がなく，組織として事前に十分なチェックができていなかったことが原因である。</p> <p>請負人に対して厳重に注意するとともに，施設課と地球環境課ではそれぞれ平成24年9月6日と10日に，環境保全指導課では平成24年9月7日と10日に研修会等を開き，職員への再発防止についての周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
キ 工事の安全管理	<p>⑥ (建設局)</p> <p>請負人の脚立の使用における安全に関する知識が不足していたこと、請負人に対する指導が十分でなかったことが原因であるため、平成 24 年 8 月 21 日に所内で係内会議を開催し、脚立の使用に際しては、労働安全衛生規則等に則り、適切に使用するとともに、細心の注意を払って施工するよう安全管理についての周知徹底を図った。</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p>	措置済

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>キ 工事の安全管理</p> <p>⑦ 道路上の工事及び作業において、「道路工事現場における保安施設等の設置基準（神戸市）」に基づき、保安柵等により工事区域を明確に区分していなかったもの</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p> <p>[No.20 東部管内 松の手入れ作業] (建設局西建設事務所)</p> <p>[No.21 西管内街路樹剪定作業(その3)] (みなと総局神戸港管理事務所工務課)</p> <p>[No.41 新港地区(1突基部)防潮胸壁築造工事その2] (みなと総局技術部臨海整備事務所)</p> <p>[No.46 ポートアイランド内案内標識設置工事(その23-1)] (都市計画総局住宅部住宅管理課)</p> <p>[No.38 番町住宅25号棟直圧・増圧化給水設備工事]</p>	<p>[No. 20]</p> <p>⑦ 請負人の安全管理及び舗装の保護に関する意識が低かったことと、請負人に対する指導が十分でなかったことが原因であるため、平成24年8月21日に所内で係内会議を開催し、監督員に対して請負人への指導について周知徹底を図るとともに、平成24年8月29日に請負人連絡会議を開催し、監督員同席のもと、今年度作業実施中の請負人に対して安全管理についての指導を行った。</p> <p>(建設局東部建設事務所)</p> <p>[No. 21]</p> <p>⑦ 請負人の安全管理に対する意識が低かったことと、請負人に対する監督員の指導が十分でなかったことが原因であり、今後は、安全を第一に考え、コーンやバーの設置等により作業区域を明確に区分し、十分なチェックを行うよう周知徹底した。</p> <p>平成24年7月9日の係内会議において監督員に対して請負人への指導について周知徹底するとともに、7月17日に開催した請負人連絡会議の場において、関連する請負人に対して安全配慮の徹底について指導した。</p> <p>(建設局西建設事務所)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>キ 工事の安全管理</p> <p>⑧ 車両の通行を想定していない歩道において、工事用車両を乗り入れて作業を行っており、舗装材等が破損する可能性があったもの (建設局東部建設事務所) [No.20 東部管内 松の手入れ作業] (建設局北建設事務所) [No.18 上津公園法面防災工事] (建設局西部建設事務所) [No.9 新湊川公園整備工事(その4)]</p>	<p>[No.20]</p> <p>⑧ 請負人の安全管理及び舗装の保護に関する意識が低かったことと、請負人に対する指導が十分でなかったことが原因であるため、平成24年8月21日に所内で係内会議を開催し、監督員に対して請負人への指導について周知徹底を図るとともに、平成24年8月29日に請負人連絡会議を開催し、監督員同席のもと、今年度作業実施中の請負人に対して安全管理についての指導を行った。 (建設局東部建設事務所)</p> <p>[No.18]</p> <p>⑧ 再発防止のため、平成24年7月31日及び9月10日の係内で研修会を行い、舗装面の養生や適切な重機の使用などについて職員への周知徹底を図った。 また、平成24年9月12日の研修会で、指摘事項についての研修を行い、土木職の技術職員を含めた事務所全体で再発防止のための周知徹底を図った。 (建設局北建設事務所)</p> <p>[No.9]</p> <p>⑧ 請負人の安全管理及び舗装の保護に関する意識が低かったことと、請負人に対する監督員の指導が十分でなかったことが原因であるため、平成24年9月24日及び25日所内研修を行い、周知を図り再発防止を徹底した。 (建設局西部建設事務所)</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>ク 安全訓練の実施</p> <p>建設現場における労働災害は作業員の小さな不注意で発生することが多い。「神戸市土木工事共通仕様書」によれば、工事中の安全対策の一環として、作業員全員の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、定期的に安全に関する研修や訓練を実施し、その実施状況を提出するよう定めている。</p> <p>しかし、以下の工事では安全に関する研修や訓練の実施状況に不十分なものがみられた。</p> <p>平成 22 年度は工事事故が多発していることから、平成 22 年 11 月に事故防止の啓発のために神戸市工事安全管理委員会より「工事事故発生非常事態宣言」が発令され、平成 24 年 9 月 10 日に終息した。</p> <p>安全に関する研修や訓練は工事事故予防のための重要な対策であることを踏まえ、適切に実施されていることを確認し、必要に応じ請負人を指導すべきである。</p> <p>① 作業員全員が参加しなければならないところ、下請負人が参加していなかったもの (建設局西建設事務所) [No.16 西管内公園バリアフリー改修工事(その2)]</p>	<p>① 請負人に対し、安全訓練について指導を徹底するとともに、検査前だけでなく、工期途中で開催状況を確認するなど、監督員のチェックを強化し、再発防止のため、平成 24 年 7 月 4 日に請負人に対し指導するとともに、平成 24 年 7 月 9 日の係内会議で研修を行い、職員への周知徹底を図った。 (建設局西建設事務所)</p>	<p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>ク 安全訓練の実施</p> <p>② 実施状況を検査時まで提出しなければならぬところ、提出されていないもの (建設局東部建設事務所) [No.20 東部管内 松の手入れ作業] ((公財)神戸市公園緑化協会公園部森林植物園) [No.86 森林植物園 展示林間伐・除伐等手入れ作業]</p>	<p>② (建設局) 請負人及び監督員の書類の提出に関する取り決めについて十分認識できていなかったことが原因であるため、平成24年8月29日に請負人連絡会議を開催し、監督員同席のもと、検査時まで実施状況がわかる資料を提出するよう指導を行った。 (建設局東部建設事務所)</p> <p>② ((公財)神戸市公園緑化協会) 作業報告の中に、安全研修の実施状況に関する資料が提出されていない。これは、請負人は作業着手に際して安全研修を実施してはいたが、確認が不十分であったことが原因である。 今後は、このようなことがないように確認を行い、記録提出に遺漏がないように平成24年10月2日の園内会議において周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
(4) 施工		
<p>ケ 建設業退職金共済制度の共済手帳のコピー</p> <p>「神戸市土木工事共通仕様書」によれば，請負人は建設業退職金共済制度（以下，「建退共」という。）に加入し，工事契約後に建退共の掛金収納書を提出しなければならないと規定している。一方，「神戸市土木工事書類作成マニュアル」では，監督員は建退共加入の有無を確認し，さらに共済証紙の購入・管理・配布状況を把握する場合，原則として施工プロセスのチェックリストにより，必要な場合，共済証紙の受払簿等の提出を求めることができるが，共済手帳のコピーの提出を求めてはいけないとしている。</p> <p>しかし，以下の工事においては，共済証紙の受払簿だけでなく共済手帳のコピーが工事書類として提出されているのがみられた。共済手帳には被共済者番号・被共済者氏名・証紙貼付実績等が記載されており，工事書類として共済手帳のコピーを発注者が請求または受け取ることは個人情報保護の観点から適切ではない。</p> <p>建退共の趣旨を理解して必要な確認をする一方で，不必要な個人情報に関する書類は受け取らないようにすべきである。</p> <p>（建設局北建設事務所） [No.18 上津公園法面防災工事] （交通局高速鉄道部施設管理課） [No.70 市バス夢野台バス停留所整備工事] （(公財)神戸市公園緑化協会公園部公園緑地課） [No.85 神戸総合運動公園テニスコート改修工事]</p>	<p>（建設局）</p> <p>再発防止のため，平成 24 年 7 月 31 日及び 9 月 10 日の係内会議で研修を行い，個人情報保護の観点からも今後は共済手帳のコピーを受け取らないよう職員への周知徹底を図った。</p> <p>また，指摘事項について，土木職の技術職員を含めた事務所全体での周知徹底を図るために，平成 24 年 9 月 12 日に係長級以上を対象とした研修会を行い，その後，各係内で再発防止のための周知徹底を図った。</p> <p>（建設局北建設事務所）</p> <p>（交通局）</p> <p>本工事においては，監督員は工事書類として共済手帳のコピーを請負人から受け取るとは認識しており，当初，「建退共」加入の有無を確認する時及び共済証紙の受払簿等の提出を受ける時には，共済手帳のコピーは受け取っていなかったが，工事完成後に工事書類の提出の際に誤って受け取ったものである。</p> <p>今後は，被共済者氏名等の個人情報が記載されている書類については提出しないように請負人との当初の打合せの際に指導すること，共済証紙の購入・管理・配布状況を把握する必要がある場合は，共済証紙の受払い簿その他関係資料を受け取らずに施工プロセスのチェックリストに基づく確認を十分に行うこと，そして，工事の完成検査の前に被共済者氏名等の個人情報が記載</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>

指摘の概要	措置内容	措置状況
<p>(4) 施工</p>		
<p>ケ 建設業退職金共済制度の共済手帳のコピー</p>	<p>されている書類が工事書類に残っていないかどうかを点検することを職員に徹底する。</p> <p>本件については, 平成 24 年 10 月 9 日の係会議及び平成 24 年 10 月 3 日の課内会議を通じて課内全員に周知徹底した。</p> <p>(公財)神戸市公園緑化協会</p> <p>「建退共」の加入などの確認を行う際に, 請負人から提出された共済手帳のコピーを誤って受け取ったことが原因である。</p> <p>受け取った共済手帳のコピーは, ただちに請負人に返却しました。</p> <p>今後は, このような不必要な個人情報に関する書類については受け取らないよう, 平成 24 年 9 月 4 日, 及び 10 月 9 日の課内会議において周知徹底を図った。</p>	<p>措置済</p>